

新型コロナウイルス感染症関連情報

※5月7日現在の情報をお知らせします。配布時点で、掲載内容に変更がある場合があります。最新情報は、市ウェブサイトなどで随時更新していますので、ご確認ください。市ウェブサイトなどから情報を得られない人には、地域のみなさんから情報提供していただくよう、ご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症対策にかかる南魚沼市の独自支援策

企業向けの支援

南魚沼市事業継続給付金

問合せ／商工観光課 ☎773-6665 FAX773-6710

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が激減している市内事業者を対象に給付金を支給します。

給付対象

- 申請日時点で、市内で6か月以上継続して営業している中小企業者などであること
- 事業継続給付金の支給後も企業活動を継続する意欲があること
- 令和2年2月から令和2年4月まで（以下、対象期間）と前年同期間を比較して、対象期間の事業収入額の減少率が最も大きい月（以下、対象月）の減少率が20%以上50%未満であること（【減少率の計算方法】で確認ください）
- 国の持続化給付金の給付対象外であること

減少率の計算方法

$$\text{減少率} = \frac{(B-A)}{B} \times 100$$

A：対象月の事業収入額

B：前年同月の事業収入額

※減少率が50%を超える事業者は、経済産業省の持続化給付金の制度を利用できることがあります。詳しくは、経済産業省のウェブサイト（「持続化給付金」で検索）をご覧ください

給付金額 【給付金額の計算方法】で算出された金額（1事業者1回。上限30万円）

対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入額から対象月の事業収入額に12を乗じて得た額を差し引いた額

給付金額の計算方法 ※1,000円未満切捨て

$$\text{事業継続給付金額} = (\text{前年の年間事業収入額}) - (\text{対象月の事業収入額} \times 12\text{か月})$$

申請期限 7月31日(金)まで

南魚沼市雇用維持給付金

問合せ／商工観光課 ☎773-6665 FAX773-6710

新型コロナウイルス感染症の影響により国の雇用調整助成金を受けた市内の事業者に対し、一律5万円を支給します。

給付対象 新型コロナウイルス感染症の影響により国の雇用調整助成金を受けた市内の事業者など

給付金額 5万円（1事業者1回まで）

申請期限 12月28日(月)まで

各給付金の申請方法

「南魚沼市事業継続給付金」「南魚沼市雇用維持給付金」のいずれも、商工観光課に申請書などの必要書類を郵送でご提出ください。

提出先 〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所 商工観光課 商工振興班宛て

[裏面へ](#)

個人向けの支援

児童扶養手当受給者等臨時特別給付金

問合せ／子育て支援課 ☎773-6822 FAX773-6724

新型コロナウイルス感染症対策の経済的支援策として、ひとり親世帯や障がいのある子どものいる世帯を支援する目的で、4月分の児童扶養手当受給者と特別児童扶養手当受給者世帯（いずれも所得制限あり）に臨時特別給付金を支給します。

児童扶養手当受給者への支給額

第1子：40,000円、第2子：加算20,000円、第3子以降：加算10,000円

申請不要。対象者に通知書を郵送します。準備が整い次第、受取口座に振り込みます。

特別児童扶養手当受給者世帯への支給額

1世帯40,000円

対象者には通知を郵送。期限までに申請書をご提出ください。

支給時期 いずれも5月中（予定）

その他 国が行う「子育て世帯への臨時特別給付金」（児童手当受給者への10,000円上乗せ支給）については、市報5月15日号6ページをご覧ください。

南魚沼市奨学金の返還猶予

問合せ／学校教育課 ☎773-6700 FAX773-6703

南魚沼市奨学金貸与基金条例に基づく奨学金の貸与を受け、現在返還をしている人で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が不安定になっている人に対し、申請により返還を猶予します。

猶予対象 猶予申請書の提出日から令和3年3月31日までが納期の返還分

申請方法 対象者に、4月28日付で案内文書と猶予申請書を郵送しています。猶予を希望する人は、猶予申請書に必要事項を記入のうえ、学校教育課へ郵送でご提出ください。

特別定額給付金のお知らせ

特別定額給付金事業

問合せ／特別定額給付金事務局 ☎788-1198 FAX772-3055

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、特別定額給付金事業が実施されます。

給付対象者 基準日（令和2年4月27日）に、南魚沼市の住民基本台帳に記録されている人

受給権者 給付対象者が属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者1人につき10万円

申請方法 ①郵送申請

5月下旬に受給権者へ申請書を郵送します。申請書に振込先口座などを記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを貼り付け、返信用封筒に入れて投函してください。（切手は不要）

②オンライン申請（マイナンバーカード所持者のみ利用可能）

申請可能日 5月7日（木）～

オンラインサービス「マイナポータル」の「ぴったりサービス」から南魚沼市を選択し、世帯構成員情報・振込先口座などを入力し、申請してください。（電子署名により本人確認書類は不要です）

※パソコンで申請する場合、ICカードリーダーが必要ですが、スマートフォンで申請する場合、機種による制約があります

③窓口申請

やむを得ない理由により、上記申請ができない場合

申請期限 8月31日（月）（予定）

困りごと
心配ごと
相談窓口

○自分自身・家族の健康に関すること ☎773-6811 FAX773-6839（保健課）

○自分自身・家族の生活に関すること ☎773-6667 FAX773-6723（福祉課）

○市内事業者への支援に関すること ☎773-6665 FAX773-6710（商工観光課）